

## 北海道における吹付けアスベスト等使用確認調査結果

H29.3.31現在

区分	対象施設(a) (うち報告数)	吹付けアスベスト等の使用確認施設の状況						
		確認施設数 (b) =(c)+(d)	H17~H28 除去済(c)	H29使用施設数(d) =(e)+(f)				評価C (f)
				評価A・B (e)	措置計画			
					H29実施予定	計画中(g)		
道有施設	4,019	98	66	32	0	0	0	32
独立行政法人となつた旧道有施設を含む	(4,019)		(1)					(13)
市町村有施設	13,749	507	257	250	6	0	6	244
	(13,749)		(20)					(140)
教育施設	18,792	573	200	373	3	0	3	370
	(18,792)		(7)					(154)
病院・社会福祉施設	5,668	141	59	82	1	0	1	81
	(5,668)		(2)					(46)
民間建築物	19,324	1,094	284	810	155	1	154	655
	(18,175)		(3)					(225)
合計	61,552	2,413	866	1,547	165	1	164	1,382
	(60,403)		(33)					(578)

- ① 各施設の上段は、平成29年3月31日現在で吹付けアスベスト等の使用が確認されている施設数である。
- ② (c)欄の下段は、平成28年度に吹付けアスベスト等が除去された施設数である。
- ③ (f)欄の下段は、評価Cのうち封じ込め又は囲い込みの措置がとられた施設数である。
- ④ (g)欄は、措置内容を検討中、又は平成29年度以降に措置を予定している施設数である。
- ⑤ 措置とは、「除去」、「封じ込め」又は「囲い込み」の措置(工事)をいい、「除去」の場合は(c)欄に、「封じ込め」又は「囲い込み」の場合は(f)欄に計上される。
- ⑥ 調査対象は、平成8年以前に竣工した建築物である。ただし、民間建築物については昭和31年から平成元年までに施工された概ね500㎡以上の建築物を対象としている。
- ⑦ 確認された吹付け材等の状態の評価「A・B・C」ごとの内容は次のとおり。  
 A: 吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が全体に損傷している。  
 B: 吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が部分的に損傷している。  
 C: 吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、囲い込み材に全く損傷が見られない。